

答 申 第 1 3 5 号
令和4年6月27日
(諮問公第153号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不開示とした決定は、「建築行政共用データベースシステム」中の〇〇に係る登録事務所情報を対象公文書として、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年12月14日付けで、「令和〇年〇月〇日、建第〇号「公文書一部開示決定通知書」により開示された文書のうち、「建築士事務所立入指導調書」（建築士事務所名〇〇 立入指導実施日〇/〇）に記載の「過去の立入指導の有無」欄に、「有 H〇 年頃」とある。この「立入指導」について、職員が職務上作成し、または取得した文書全ての開示を求める。」との公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年12月16日建第304号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和3年1月31日で審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するよう求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び補正書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 鹿児島県文書規程（昭和60年12月18日 訓令第10号。）の別表第3第3項(4)では、「統計及び調査に関する文書」は「5年保存」と保存期間の基準を定めてある。平成〇年に実施した立入調査記録は、平成31年度時点では、上記規程の「5年保存」の年限に達しておらず、廃棄理由として不適切である。当該公文書廃棄の事実がなければ、開示すべきである。

イ 「建築士事務所立入指導調書」には、「過去の立入指導の有無：有（H〇年頃）」とあり、何らかの公文書を参照してこの記載をしたはずである。請求人はこれらの文書も開示請求対象としているのは明らかであるから、存在する公文書は開示すべきで

ある。

ウ 実施機関は弁明書で「鹿児島県文書規定第36条第3項の規定に基づき定められた当該文書の保存期間は3年であり」と主張するが、具体的にどの規定を指すのか不明である。また、他の行政庁では当該公文書の保存期間は「5年」となっており、仮に3年で廃棄したのならば、鹿児島県が他の行政庁より短く設定する合理的な理由はないため、不当な行為である。

エ 実施機関が作成した弁明書は、建築士法（昭和25年法律第202号。）の違法な解釈・運用等についての事実認否が一切行われていない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

令和○年○月○日、建第○号「公文書一部開示決定通知書」により開示された文書のうち、「建築士事務所立入指導調書」（建築士事務所名○○ 立入指導実施日 ○/○）に記載の「過去の立入指導の有無」欄に、「有 H○ 年頃」とある。この「立入指導」について、職員が職務上作成し、または取得した文書全て

(2) 不開示決定の理由

ア 本件対象公文書に係る「建築士事務所立入指導調書」の立入事務とは、建築士法第26条の2の規定に基づき、県内で営業している県知事登録を受けた建築士事務所に対して、図書や書類、帳簿等を検査するために毎年度計画的に行うものである。

イ 当該立入事務の趣旨とは、業務の適正な運営を確保することにより違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図ることであり、特定業者に対する行政指導を前提に行う立入とは異なる。

ウ なお、「建築士事務所立入指導調書」は、建築士事務所立入の際に法適合状況を確認するための資料として作成されるものでしかなく、立入件数等の建築士法に係る施行状況を定期的に国へ報告するための基礎資料として使用する程度であることから、鹿児島県文書規程別表第3第4項第7号に基づき、保存期間を3年としている。

エ 建築士事務所への過去の立入の有無に係る確認については、全国の建築士名簿及び建築士事務所登録簿を収録している一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」を参照しているが、当該データベースシステム上に登録されている情報は立入調査実施日のみであり、立入指導状況に関する台帳等は作成していない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

オ また、議会関係資料、監査調書及び出張復命書に関しても、立入件数や立入調査実施日が記載されている程度のものであり、立入結果を詳細に記載しているものではないため、本件対象公文書には該当しない。

したがって、本件対象公文書は保存期間を経過したことから、平成31年4月に廃棄しており、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年2月17日	諮問を受けた。
4月21日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
5月27日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年4月23日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
6月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書について、保存期間に基づいて廃棄したことから、実施機関において保有しておらず存在しないため、不開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 「建築士事務所立入調書」の保存期間について

公文書の保存期間を定める基準は、鹿児島県文書規程別表第3により分類ごとの保存期間が定められている。当審査会は、実施機関の鹿児島県文書規程に基づく個別具体の公文書の保存期間の定め方等について調査審議する立場にないが、「建築士事務所立入調書」について、上記3(2)のとおり当該公文書の使用状況等から3年保存とし、保存期間が経過したことから平成31年4月に廃棄した旨の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 請求内容に対応する公文書の存否について

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象公文書を「建築士事務所立入指導調書」のみを特定しているところ、審査請求人は上記2(3)イのとおり、「建築士事務所立入指導調書」に「過去の立入指導の有無：有（H〇年頃）」とあり、この記載は何らかの公文書を参照したはずであるから、存在する公文書は開示すべきである。」旨

を主張している。

これに対して、実施機関は、過去の立入指導の時期については、全国の建築士名簿及び建築士事務所登録簿を収録している一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」の情報により、確認したとしている。

この点につき、当審査会の事務局職員をして、調査をさせたところ、実施機関から当該データベースシステムに登録されている〇〇に係る情報の帳票出力された文書が提出され、当該文書において、立入調査実施日欄に「平成〇年〇月〇日」と記載されており、審査請求人が求めている情報に関連する公文書を電子データとして、実施機関が保有していることが認められた。

審査請求人は、立入指導に関する全ての文書を請求していることから、当該公文書を対象公文書として、改めて開示・不開示の判断をすべきである。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。